

地域雇用活性化推進事業
企業ブランディングについての伴走型支援業務に係る
企画提案書募集要領

1. 目的

この要領は、津山市地域雇用創造協議会（以下、「協議会」と言う。）が実施する地域雇用活性化推進事業 企業ブランディングについての伴走型支援業務（以下、「本事業」と言う。）の委託事業者（以下、「専門家」と言う。）を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

企業ブランディングについての伴走型支援業務

(2) 業務内容

支援対象企業に対し、企業ブランディングについて、次の業務を実施する伴走型支援を行う。

ア 支援対象企業のヒアリング

イ 現状分析

ウ ブランドコンセプト策定

エ ブランド戦略策定

オ その他委託業務に関連し協議会と専門家が合意した業務

※ 上記オの業務については、個々の企業においてブランディングの方向性、手法が異なることから想定している業務であり、市内企業ヒアリングの結果、上記業務以外の支援を行うことが適切と判断される場合は、協議会と専門家が協議し合意の上、ウ、エの支援のいずれか又は両方を変更し支援を行うことができる。

（想定する上記業務以外の支援：ロゴ・商品・web等のデザイン、人材育成等）

(3) 業務期間（予定）

本事業の業務委託契約は年度ごとに契約書を取り交すものとし、次の各年度期間の内、契約締結の日から業務完了の日までを業務期間とする。

なお、令和3年度において契約を継続するかどうかは、令和2年度の業務の成果を評価して判断するため、複数年度にわたる企画提案が採択されても、令和3年度の契約締結が保証されるものではないものとする。

令和2年度 令和2年10月～令和3年3月

令和3年度 令和3年4月～令和4年3月

(4) 支援対象企業数

5社（予定）

(5) 支援回数

令和2年度 延べ11回（内訳：1社あたり2回×5社、調整1回）

令和3年度 延べ16回（内訳：1社あたり3回×5社、調整1回）

※ 1回の支援は概ね2時間とする。

※ 調整とは、1社あたりの回数以外の支援等が必要な場合に1年度に1回ずつ実施するものであり、事前の支援対象企業ヒアリングや追加の支援等に充てることができる。

(6) 支援実施場所

原則として津山市内の各支援対象企業の所在地

(7) 見積上限額

令和2年度 1,815,000円

令和3年度 2,640,000円

※ 消費税額及び地方消費税額含む

3. 応募対象者

本業務の実施が可能な個人または法人並びに団体

4. ご提案いただく内容

(1) 企業ブランディングの考え方

ア 企業ブランディングに対する基本的な考え方

(2) 業務の実施体制の詳細

ア 業務実施責任者とその実績経験

イ 担当者全員の経歴・実績及び本業務における役割分担

(3) 業務内容について

ア ヒアリングの方法及び項目

イ 現状把握及び市場分析の方法

ウ ブランドコンセプトの提案

エ ブランド戦略の提案

オ 独自提案（より効果的な手法等）

(4) 実施スケジュール

本業務実施のための全体的なスケジュールを提案すること。

(5) 本業務で支援対象企業に対し制作された著作物の著作権についての考え方

(6) 費用

本業務を実施するにあたり必要となる費用を内訳も含め提示すること。

5. 参加資格要件

企画提案書の提出者（以下、「参加者」と言う。）は次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 本事業の実施にあたり、協議会と事前及び支援中において、支援方針や内容について十分な協議ができること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年施行令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び岡山県税並びに津山市税を滞納している者でないこと。

6. スケジュール

- (1) 令和 2 年 9 月 15 日（火）：募集開始
- (2) 令和 2 年 9 月 23 日（水）17 時：質問提出締切
- (3) 令和 2 年 9 月 29 日（火）予定：質問への回答
- (4) 令和 2 年 10 月 13 日（火）17 時：企画提案書提出締切
- (5) 令和 2 年 10 月 21 日（水）予定：審査実施

7. 質問・回答

(1) 提出方法

様式 4 にてファクシミリにより提出場所に提出すること。ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限

令和 2 年 9 月 23 日（水）17 時（必着）

(3) 提出場所

津山市地域雇用創造協議会 FAX：0868-24-0881

(4) 回答方法

津山市地域雇用創造協議会のホームページにて回答

津山市地域雇用創造協議会ホームページ <https://tsuyama-koyou.jp/>

(5) 回答日時

令和 2 年 9 月 29 日（火）予定

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（任意様式の内紙サイズは A4 縦とする。）

- ア 企画提案参加申込書（様式第 1 号）
- イ 業務実績等提出書（様式第 2 号）
- ウ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第 3 号）
- エ 企画提案書（任意様式）
- オ 直近年度の国税の納税証明書の写し
（申請日から 3 か月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できること。）
- カ 岡山県税の納税証明書の写し
（申請日から 3 か月以内に発行されたもの。岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）
- キ 津山市発行の市税等納税証明書の写し
（申請日から 3 か月以内に発行されたもの。津山市に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）
- ク 業務に要する経費の積算書（任意様式とするが年度ごとに積算すること。）
- ケ 会社等組織概要（会社案内等）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留または簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数

4 部（正本 1 部、副本 3 部）

(4) 提出期限

令和 2 年 10 月 13 日（火）17 時必着

(5) 提出場所

津山市地域雇用創造協議会

〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階

TEL：0868-31-7080 FAX：0868-24-0881

9. 審査

- (1) 提出された企画提案書について、協議会が設置する審査委員会が書類審査を行い、最も優れた企画提案を行った参加者を本事業の専門家として選定する。
- (2) 書類審査は別表 1 に定める評価項目等について評価し、総合的な審査によって行うものとする。
- (3) 審査の結果は審査実施後、書面により、参加者に通知する。

10. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 業務実施責任者の変更

委託事業の開始から終了までの間、事業の内容や経過全般を常に把握している専任の業務実施責任者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に協議会と連絡調整を行うこと。また、参加申込書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に協議会に届け出るものとする。

(3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

選定された専門家が提出した企画提案書等の著作者は、協議会に提出された企画提案等の全部又は一部を協議会が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。また、協議会に提出された企画提案書等の所有権は、協議会に無償で移転するものとする。

(4) 本事業受託後の成果物の著作権等について

本事業の成果物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で協議会に移転するものとする。また、専門家は本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。著作者が専門家と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。

(5) 再委託について

あらかじめ協議会の承諾を得た場合を除き、本事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。本事業の実施について、一部を第三者に再委託、協力依頼等を行う予定がある場合は、その内容を企画提案書に明記すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する参加者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 見積上限額を超えた見積の場合

カ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(7) 参加者は、審査の実施後、異議を申し立てることはできない。

(8) 審査経過・内容・結果に関する個別の問合せには一切応じない。

(9) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出を認めない。

(10) 提出されたすべての書類については、返却しない。

(11) 提出された書類は、本募集に係る審査以外には使用しない。

(12) 協議会が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(13) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を協議会あてに提出すること。

11. お問い合わせ先

津山市地域雇用創造協議会

〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階（担当：木原）

TEL：0868-31-7080 FAX：0868-24-0881

別表 1

評価項目

項目	提案を求める内容	評価ポイント	評価点
企業ブランディングの考え方	企業ブランディングに対する考え方を示すこと。	①企業ブランディングに対する考え方が本事業の趣旨に適しているか。	20
業務実施体制等	本事業の業務実施責任者及び担当者全員の経歴・実績及び及び本業務における役割分担、連絡体制を示すこと。	①業務実施責任者は十分な実績経験を有しているか。 ②担当者全員の経歴・実績及び本業務における役割分担は明確に示されているか。 ③実施体制は充実しているか。	20
業務実施方法等	ヒアリングの方法及びブランド立案に向けた工程を示すこと。	①ヒアリング方法及び項目等は妥当であるか。 ②実行可能なスケジュールがわかりやすく記載されているか。	40
経費の積算について	本事業の実施に必要な経費に限るものとし、適切な見積を示すこと。	①見積金額が妥当であるか。	10
著作権への考え方	本事業で支援対象企業に対し制作された著作物の著作権についての考え方を示すこと。	①本事業で支援対象企業に対し制作された著作物について著作権の企業への譲渡、著作者人格権の非行使ができるか。	10
合 計			100